破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４１２号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入１番地１
コープ野村Ｃ―1011号
破産者　野田　和義
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０７号
福島県相馬市赤木字新堤118番地の62
破産者　中井田正記
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第７６７号
埼玉県所沢市小手指町１丁目３番地の４　ドミール中山205
破産者　吉澤　　龍
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７８６号
埼玉県所沢市大字久米1646番地の７
破産者　市川　栄子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２１７号
埼玉県狭山市大字青柳443番地の７　レオパレス青柳201、破産開始決定時の住所埼玉県所沢市西所沢１丁目10番13―701号　レーベンハイム西所沢ステーションフロント
破産者　寺川　彦智
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０８号
神奈川県大和市上和田699番地３
破産者　檜山　和輝
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目２番地
破産者　下地　恵子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６３号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地１―301
破産者　川村　忠明
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４４６号
名古屋市港区築三町２丁目55番地
破産者　杉浦　三雄
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８１号
名古屋市名東区西里町４丁目12番地の５
破産者　手作り工房パンフィリエこと　笹井　朗
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４２号
名古屋市北区中杉町１丁目33番地　北東号
破産者　渡邉　昭治
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９号
京都府木津川市梅美台３丁目11番地１、申立時の住民票上の住所奈良市神殿町556番地の22
破産者　松岡　位光
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
奈良県天理市川原城町218番地
破産者　松本　一利
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７号
広島県三次市三良坂町岡田319番地
破産者　上川　弘子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第４１６２号
札幌市手稲区曙５条１丁目２番16号
破産者　藪　　利夫
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
北海道旭川市東光15条３丁目６番19号
破産者　高野　政彦
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５号
北海道旭川市末広２条９丁目６番７号　キャンドルコーポ２Ｆ３号室
破産者　高橋　明美
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３９号
盛岡市玉山区下田字陣場56番地39
破産者　大山　義信
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８０４号
岩手県紫波郡紫波町片寄字川原84番地４
破産者　髙橋　博行
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６２号
岩手県久慈市小久慈町第７地割62番地９
破産者　畠山るみ子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部